

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 区分 | 額 |
|---------------|-------------|
| ユニット型個室 | 一日につき千九百七十円 |
| ユニット型準個室 | 一日につき千六百四十円 |
| 従来型個室（特養等） | 一日につき千五百五十円 |
| 従来型個室（老健・療養等） | 一日につき千六百四十円 |
| 多床室 | 一日につき三百七十円 |

現行

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 区分 | 額 |
|---------------|-------------|
| ユニット型個室 | 一日につき千九百七十円 |
| ユニット型準個室 | 一日につき千六百四十円 |
| 従来型個室（特養等） | 一日につき千五百五十円 |
| 従来型個室（老健・療養等） | 一日につき千六百四十円 |
| 多床室 | 一日につき三百二十円 |

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表（以下「指定居室サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくはユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サ

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表（以下「指定居室サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サ

費Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費Ⅰ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ)、指定施設サービス費Ⅰ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ)又は指定介護予防サービス費Ⅰ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 (略)

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費Ⅱ)、併設型短期入所生活介護費Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ)の病院療養病床

老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数に規定する単独型短期入所生活介護費Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費Ⅰ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数に規定する地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ)、指定施設サービス費Ⅰ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ)又は指定介護予防サービス費Ⅰ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 (略)

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費Ⅱ)、併設型短期入所生活介護費Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ)の病院療養病床

防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。